

— 商店街空き店舗活用支援資金（空借） —

新宿区内の商店街（新宿区の認める商店会・商店街振興組合の区域）にある空き店舗を借りて創業する方や中小企業者のための融資制度です。

空き店舗とは区内の商店街にある1か月以上商業活動を行っていない店舗・事務所（倉庫等は不可）のことをいいます。

当該資金は親族、生計同一者等に空き店舗を借りる場合は利用できません。

★商店街空き店舗活用支援資金（空借）の概要

※詳細については、お問い合わせください。

【対 象】

次のすべての要件を満たすこと

- (1) 空き店舗を借りて創業しようとする方、または、空き店舗を借りて新たに店舗を出店しようとする中小企業者（創業して5年未満）であり、次のいずれかに該当すること
 - ①法人は、本店（営業の本拠）と本店登記を区内の同一所在地に置いて創業する予定であること、または、本店と本店登記が区内の同一所在地にあること
 - ②個人は、事業所（営業の本拠）を区内に置いて創業する予定であること、または、事業所が区内にある中小企業者（区内在住1年以上であり、かつ東京都内の事業所に営業の本拠があれば、空き店舗を借りて新たに開業することも可）
- (2) 東京信用保証協会の保証対象業種であること
- (3) 住民税・事業税を滞納していないこと（分納は不可）
- (4) 区内の商店会もしくは商店街振興組合に加入、または加入の申込みをしていること

【融資内容】

（平成28年4月1日現在）

対 象	資金使途	貸付限度額	貸付期間 （うち据置期間）	貸付金利※ （利子補給）	信用保証料 の補助
現在、事業主でなく、 <u>創業しようとする方</u> （計画段階）	空き店舗で創業する時に必要な運転及び設備資金	2,000万円	8年以内 （12ヶ月以内）	2.1%以下 （2.1%以下）	全 額
個人または法人で創業して、 <u>5年未満の中小企業者</u>	新たに空き店舗で出店する時に必要な運転及び設備資金				

※本人負担なし

商店街空き店舗活用支援資金（空借）の申込書等は、下記の産業振興課でのみ配布しています。

面談は予約制です。必ず、事前に産業振興課で申込書等を受け取ったうえで、直接ご予約ください。なお、面談は複数回行います。必要書類については、裏面を参照ください。

《申込み・問合せ先》

新宿区 文化観光産業部 産業振興課（新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階） 電話 3344-0702